

茨木市建築物の耐震改修の計画の認定に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び茨木市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年茨木市規則第103号。第2第2項第4号及び第4第2項において「規則」という。）に定めるもののほか、法第17条の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定（以下「計画の認定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2 法第17条第1項の規定により計画の認定を申請しようとする者（以下「認定申請者」という。）は、申請する前に、当該計画について市長に協議するものとする。

2 前項の規定により協議しようとする認定申請者は、認定申請事前協議申込書（様式第1号）の正本1部及び副本4部に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

(1) 建築物の現地調査結果、耐震診断結果及び耐震改修後の耐震性向上を検討した報告書

(2) 建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の確認済証及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第16項の検査済証（第14第2項第1号及び第15第1項第5号において「検査済証」という。）の写し又はこれらに代わる書類

(3) 耐震改修前及び耐震改修後の建築物の平面図、立面図、断面図、軸組図及び各伏図

(4) 計画の認定の申請に当たり、省令第28条第1項から第6項まで及び規則第3条の規定により当該認定申請者が所管行政庁に提出する申請書及び図書（前各号に掲げるものを除く。）

3 市長は、協議の結果について記載した認定申請事前協議申込書の副本1部に意見書を添えて、当該認定申請者に通知するものとする。

(耐震改修の設計及び工事監理)

第3 建築基準法第5条の4の規定は、計画の認定に係る設計を行う者及び工事監理を行う者について準用する。

(認定申請)

第4 計画の認定を受けようとする計画に係る建築物が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は第18条第2項の規定による通知を要するものである場合にあつては、省令第28条第7項の規定により市長に提出する申請書の副本は、2部とする。

2 規則第3条第1項第7号の市長が必要と認める書類は、第2第3項の規定により通知した、協議の結果について記載した認定申請事前協議申込書の写しとする。

(計画変更の事前協議)

第5 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が計画を変更しようとする場合は、申請する前に、当該変更について市長に協議するものとする。

2 前項の規定により協議しようとする認定事業者は、計画変更事前協議申込書(様式第2号)に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

(1) 省令第30条第2項の通知書(以下「認定通知書」という。)の写し

(2) 当該計画の変更に係る図書

3 市長は、協議の結果について記載した計画変更事前協議申込書の副本1部に意見書を添えて、当該認定事業者に通知するものとする。

(計画変更の認定申請)

第6 法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請については、第2及び第4の規定を準用する。

(軽微な変更)

第7 第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、認定事業者は、省令第32条に規定する軽微な変更を行うときは、軽微な変更届(様式第3号)の正本1部及び副本1部に認定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第8 法第19条の規定による耐震改修の状況についての報告は、耐震改修状況報告書(様式第4号)の正本1部及び副本1部に認定通知書の写しを添えて行うものとする。

2 市長は、前項の報告書の提出があつたときは、当該計画の認定を受けた計画に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)、当該計画認定建築物の敷地又は当該計画認定建築物の工事現場に立ち入り、当該計画認定建築物、当該計画認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件の検査を実施するものとする。

(改善命令)

第9 法第20条の規定による改善の命令は、認定建築物改善命令書(様式第5号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第10 法第21条の規定による計画の認定の取消しは、認定取消通知書(様式第6号)

により行うものとする。

(認定申請の取下げ)

第11 認定申請者は、計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下届（様式第7号）の正本1部及び副本1部を市長に提出するものとする。

(認定事業者の名義の変更)

第12 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修に関する工事が完了する前に認定事業者に変更があった場合は、変更前の認定事業者と変更後の認定事業者が連署した名義変更届（様式第8号）の正本1部及び副本1部に認定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(工事の中止)

第13 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修に関する工事を中止する場合は、耐震改修工事中止届（様式第9号）の正本1部及び副本1部に認定通知書を添えて市長に提出するものとする。

(工事の検査等)

第14 認定事業者は、計画認定建築物が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合の認定通知書の交付後の中間検査の申請、完了検査の申請等の手続については、同法の規定に基づき、建築主事に行うものとする。

2 前項の場合において、建築主事は、次に掲げる書類に計画の認定によるものである旨を記載するものとする。

(1) 検査済証

(2) 建築基準法第7条の3第5項又は同法第18条第19項の中間検査合格証

(3) 建築基準法施行規則第11条の4第1項第5号の処分等概要書

(工事完了の報告)

第15 認定事業者は、認定建築物の耐震改修に関する工事が完了したときは、耐震改修工事完了報告書（様式第10号）の正本1部及び副本1部に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

(1) 認定通知書の写し

(2) 耐震改修に関する工事の内容が分かる図書

(3) 耐震改修に関する工事の作業状況及び完成状況が分かる写真

(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し（消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2の規定により消防庁の検査を要するものである場合に限る。）

(5) 検査済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第

2 項の規定による通知を要するものである場合に限る。)

- 2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、当該計画認定建築物、当該計画認定建築物の敷地又は当該計画認定建築物の工事現場に立ち入り、当該計画認定建築物、当該計画認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件の検査を実施するものとする。

(工事完了証の交付)

第16 耐震改修工事完了証(様式第11号)の交付を受けようとする認定事業者は、耐震改修工事完了証交付申請書(様式第12号)に第15第1項の耐震改修工事完了報告書を添えて市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請があった場合、市長はその内容を審査するほか、必要に応じて現地調査を行い、適切に完了していると認めたときは、耐震改修工事完了証を認定事業者に交付する。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、計画の認定について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

（第1面）

認定申請事前協議申込書

（申込先）茨木市長

協議者 住所

氏名 ⑩

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

（自署の場合は押印不要）

電話番号

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請に先立ち、協議を行います。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

《建築物概要》

【地名地番】

【建築物の名称】

（本欄には記入しないでください。）

協議結果	受付欄	協議成立
法第17条第4項、第5項及び第10項に該当するか否か 該当 ・ 非該当	年 月 日	年 月 日
	茨 第 号	

協議者等の概要

【1 協議者】

【ア 氏名のフリガナ】

【イ 氏名】

【ウ 郵便番号】

【エ 住所】

【オ 電話番号】

【2 代理人】

【ア 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【イ 氏名】

【ウ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【エ 郵便番号】

【オ 所在地】

【カ 電話番号】

【3 設計者】

【ア 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【イ 氏名】

【ウ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【エ 郵便番号】

【オ 所在地】

【カ 電話番号】

【4 建築設備に関し意見を聞いた者】

【ア 氏名】

【イ 勤務先】

【ウ 郵便番号】

【エ 所在地】

【オ 電話番号】

【5 工事監理者】

【ア 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【イ 氏名】

【ウ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【エ 郵便番号】

【オ 所在地】

【カ 電話番号】

【6 工事施工者】

【ア 氏名】

【イ 営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【ウ 郵便番号】

【エ 所在地】

【オ 電話番号】

【7 備考】

建築物及びその敷地に関する事項

【1 地名地番】

【2 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【3 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4 その他の区域、地域、地区又は街区】

【5 道路】

【ア 幅員】

【イ 敷地と接している部分の長さ】

【6 敷地面積】

【ア 敷地面積】 (1) () () () ()

【イ 用途地域等】 () () () ()

【ウ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () ()

【エ 建築基準法第52条第1項の規定による建築物の建ぺい率】

() () () ()

【オ 敷地面積の合計】

【カ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【キ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【ク 備考】

【7 主要用途】 (区分)

【8 工事種別】

増築 改築 修繕 模様替 敷地の整備

耐震改修 (増築、改築、大規模の修繕・模様替以外)

【9 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア 建築面積】 () () ()

【イ 建ぺい率】

【10 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア 建築物全体】 () () ()

【イ 地階の住宅の部分】 () () ()

【ウ 共同住宅の共用の廊下等の部分】

() () ()

【エ 自動車車庫等の部分】 () () ()

【オ 住宅の部分】 () () ()

【カ 延べ面積】

【キ 容積率】

【11 建築物の数】

【ア 申請に係る建築物の数】

【イ 同一敷地内の他の建築物の数】

【12 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14 既存建築物の階数・構造】

【ア 階数】 地上 階・地下 階・塔屋 階

【イ 構造】 造一部 造

設計審査及び現場審査等の経緯

【1 建築確認番号】

【ア 申請建築物最終確認番号】 第 年 月 日 号
【イ 申請建築物最終確認年月日】 年 月 日
【ウ 敷地内最終確認番号】 第 年 月 日 号
【エ 敷地内最終確認年月日】 年 月 日

【2 検査済証番号】

【ア 申請建築物最終検査済証番号】 第 年 月 日 号
【イ 申請建築物最終検査済証年月日】 年 月 日
【ウ 敷地内最終検査済証番号】 第 年 月 日 号
【エ 敷地内最終検査済証年月日】 年 月 日

【3 建築基準法令に適合しない規定に係る部分の工事を含む工事に着手した時期】

【ア 着手年月日】 年 月 日
【イ 完了年月日】 年 月 日

【4 耐震診断の結果】

建築物の耐震改修の事業の内容

【1 柱、壁等の補強又は増設の概要】

【2 構造耐力上主要な部分の配置の状況】

【3 構造耐力上主要な部分が靱性を持つための方法】

【4 構造耐力上主要な部分の接合部に係る措置】

【5 構造耐力上主要な部分の錆止め若しくは防腐のための措置又は白蟻^{あり}その他の虫による害を防ぐための措置】

【6 基礎の状況】

【7 敷地の整備の状況】

【8 その他】

(第6面)

1 木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部の状況

【1 欠込みの有無】

【2 筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材料との緊結の状態】

【3 継手又は仕口の緊結の状態】

【4 防腐のための措置又は白蟻^{あり}その他の虫による害を防ぐための措置の内容】

(第7面)

1 認定の申請に係る建築物が建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けていることの証明

【1 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例（以下「建築基準法令」という。）のうち認定の申請に係る建築物が適合しない規定及び当該規定に係る部分】

【2 建築基準法令に適合しない規定に係る部分の工事を含む工事に着手した時期】

【3 建築基準法令に適合しない規定に係る部分の工事を含む工事に着手した時期における建築基準法令との適合性】

2 耐震改修の事業の内容が建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第3号に掲げる基準に適合していることの証明

【1 地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無】

【2 建築基準法に適合しない規定に係る部分が工事後も建築基準法令に適合しないこととなることがやむを得ない理由】

(第8面)

3 耐震改修の事業の内容が耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第4号に掲げる基準に適合していることの証明

【1 工事により耐火建築物に係る規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由】

【2 火災の発生を有効に感知することができる装置の種類及び内容】

【3 工事の計画に係る建築物を常時管理する者がいる場所に連絡することができる装置の種類及び内容】

【4 工事の計画に係る建築物を常時管理する者】

【5 工事の計画に係る建築物を常時管理する者がいる場所】

(第9面)

4 耐震改修の事業の内容が耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第5号に掲げる基準に適合していることの証明

【1 工事により容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由】

【2 工事に係る建築物について容積率に係る許可・認定等を受けている場合はその許可・認定等に係る事項】

【3 地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無】

(第10面)

5 耐震改修の事業の内容が耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第6号に掲げる基準に適合していることの証明

【1 工事により建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由】

【2 工事に係る建築物について容積率に係る許可・認定等を受けている場合はその許可・認定等に係る事項】

【3 地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無】

計画変更事前協議申込書

(申込先) 茨 木 市 長

次のとおり、建築物の耐震改修の計画の変更について事前協議を行います。

協議者の住所・氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)・連絡先		住所 氏名 電話番号	
敷地の地名地番			
建築物の概要	認定の年月日及び指令番号	当初	年 月 日 茨木市指令 第 号
		最終	年 月 日 茨木市指令 第 号
	建築物名称		
	階数		地上 階・地下 階・塔屋 階
	建築面積		m ²
	延べ面積		m ²
	構造		造一部 造
	用途		
変更の内容			
変更の理由			
その他の事項			
添付資料		<input type="checkbox"/> 認定通知書の写し <input type="checkbox"/> 当該計画の変更に係る図書	

(本欄には記載しないでください。)

協議結果	受付欄	協議成立
	年 月 日	年 月 日
	茨 第 号	

軽微な変更届

(届出先) 茨 木 市 長

認定事業者の住所

認定事業者の氏名 ㊟

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(自署の場合は押印不要)

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について、茨木市建築物の耐震改修の計画の認定に関する要綱第7の規定に基づき、計画の変更について届け出ます。

1 認定通知書番号 茨木市指令 第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 建築物の名称

4 敷地の地名地番

5 変更内容

6 変更理由

7 その他

※受付欄

(注意)

- 1 認定事業者の印鑑は、認定申請書と同一のものを押印してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 正本1部及び副本1部を作成してください。
- 4 認定通知書の写しを添えて提出してください。

耐震改修状況報告書

（報告先）茨 木 市 長

認定事業者の住所

認定事業者の氏名 ㊟
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
（自署の場合は押印不要）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について、同法第19条の規定に基づき、耐震改修の状況について報告します。

- 1 認定通知書番号 茨木市指令 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 報告事項
- 6 その他

※受付欄

（注意）

- 1 認定事業者の印鑑は、認定申請書と同一のものを押印してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 正本1部及び副本1部を作成してください。
- 4 認定通知書の写しを添えて提出してください。

茨木市達 第 号
年 月 日

認定建築物改善命令書

様

茨木市長



建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について、同法第20条の規定に基づき、改善を命令します。

- 1 認定通知書番号 茨木市指令 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 改善の措置
- 6 改善期限
- 7 その他

(教 示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨木市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

茨木市達 第 号
年 月 日

認定取消通知書

様

茨木市長



建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について、同法第21条の規定に基づき、認定を取り消しましたので通知します。

- 1 認定通知書番号 茨木市指令 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 取消しの理由
- 6 その他

(教 示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨木市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

年 月 日

認定申請取下届

(届出先) 茨 木 市 長

認定申請者の住所

認定申請者の氏名

⑩

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(自署の場合は押印不要)

年 月 日付けで建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき認定申請をした次の建築物について、認定申請を取り下げたいので、茨木市建築物の耐震改修の計画の認定に関する要綱第11の規定に基づき届け出ます。

- 1 建築物の名称
- 2 敷地の地名地番
- 3 取下げの理由
- 4 その他

※受付欄

(注意)

- 1 認定申請者の印鑑は、認定申請書と同一のものを押印してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 正本1部及び副本1部を作成してください。

名義変更届

(届出先) 茨 木 市 長

新認定事業者の住所

新認定事業者の氏名

㊞

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(自署の場合は押印不要)

旧認定事業者の住所

旧認定事業者の氏名

㊞

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(自署の場合は押印不要)

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について、茨木市建築物の耐震改修の計画の認定に関する要綱第12の規定に基づき、名義の変更について届け出ます。

1 認定通知書番号 茨木市指令 第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 建築物の名称

4 敷地の地名地番

5 その他

※受付欄

(注意)

- 1 旧認定事業者の印鑑は、認定申請書と同一のものを押印してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 正本1部及び副本1部を作成してください。
- 4 認定通知書の写しを添えて提出してください。

耐震改修工事中止届

(届出先) 茨 木 市 長

認定事業者の住所

認定事業者の氏名 ㊟
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
(自署の場合は押印不要)

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について、茨木市建築物の耐震改修の計画の認定に関する要綱第13の規定に基づき、耐震改修工事を中止したいので届け出ます。

- 1 認定通知書番号 茨木市指令 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 中止の理由
- 6 その他

※受付欄

(注意)

- 1 認定事業者の印鑑は、認定申請書と同一のものを押印してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 正本1部及び副本1部を作成してください。
- 4 認定通知書を添えて提出してください。

年 月 日

耐震改修工事完了報告書

(報告先) 茨 木 市 長

認定事業者の住所

認定事業者の氏名 ㊟
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
(自署の場合は押印不要)

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について、茨木市建築物の耐震改修の計画の認定に関する要綱第15の規定に基づき、耐震改修工事の完了を報告します。

- 1 認定通知書番号 茨木市指令 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 工事監理者
[資格] () 建築士 () 登録第 号
[氏名]
[建築士事務所名] () 建築士事務所 () 知事登録第 号
[所在地]
[連絡先]
- 6 工事施工者
[氏名]
[営業所名] 建設業の許可 () 第 号
[所在地]
[連絡先]
- 7 工事完了年月日 年 月 日
- 8 その他

※受付欄

(注意)

- 1 認定事業者の印鑑は、認定申請書と同一のものを押印してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 正本1部及び副本1部を作成してください。
- 4 茨木市建築物の耐震改修の計画の認定に関する要綱第15に掲げる図書を添えて提出してください。

茨木市指令 第 号
年 月 日

耐震改修工事完了証

様

茨木市長



茨木市建築物の耐震改修の計画の認定に関する要綱第15の規定に基づき完了の報告を受けた次の建築物について、内容を審査した結果、適切に工事が完了していると認められますので、工事完了証を交付します。

- 1 認定通知書番号 茨木市指令 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番

耐震改修工事完了証交付申請書

(申請先) 茨 木 市 長

認定事業者の住所

認定事業者の氏名 ㊟
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
(自署の場合は押印不要)

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について、茨木市建築物の耐震改修の計画の認定に関する要綱第16の規定に基づき、工事完了証の交付を申請します。

- 1 認定通知書番号 茨木市指令 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番

※受付欄

(注意)

- 1 認定事業者の印鑑は、認定申請書と同一のものを押印してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 正本1部及び副本1部を作成してください。
- 4 耐震改修工事完了報告書を添えて提出してください。